

茅ヶ崎市包括連携協定に関するガイドライン

令和7年4月

茅ヶ崎市企画政策部総合政策課

目次

目的	1
用語の定義	3
1 包括連携協定について	4
2 包括連携協定締結の要件	5
3 包括連携協定の流れ	6
4 包括連携協定の有効期間	7
5 包括連携協定の解除	7
6 包括連携協定における定例会議等	7
7 予算や契約上の取り扱い	7
附則	8

目的

現代は VUCA (Volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguity: 変動性・不確実性・複雑性・曖昧性) の時代とされ、社会・地域課題や市民ニーズはこれまで以上に複雑化・多様化しています。こうした状況のもと、市が目指す将来の都市像を実現するには行政単独の力だけでは限界があり、変化に迅速かつ柔軟に対応するために、市民・団体・民間企業等の多様な主体が、さまざまな分野において、お互いの立場を理解し対等な関係で、それぞれの強みを活かしながら、連携・協力することが不可欠です。

このガイドラインは、持続可能な地域の実現に向けて、意欲と実行力のある民間企業・団体・大学等（以下、「企業等」という。）と市が相互に連携していくために、包括連携協定に関する考え方や協定の締結基準、進め方などを整理することを目的としています。

目指す姿

近年、従来の企業等の善意による CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) にとどまらず、企業等の成長と社会課題の解決を同時に達成する CSV (Creating Shared Value: 共通価値の創造) の考え方が広がっています。この機運をしっかりと捉え、それぞれの主体の持つリソースやノウハウを活用し、行政とのパートナーシップを通じて、従来の固定的な枠組みにとらわれず、柔軟性を持ちながら新たな可能性を形にしていくことで、ともに茅ヶ崎の魅力を伸ばし、人口減少期でも元気なまちをつくっていくことを目指します。

CSR と CSV の違い

項目	CSR (企業の社会的責任)	CSV (共通価値の創造)
目的	社会貢献・倫理的責任	社会課題の解決と経済的利益の両立
企業等の位置付け	利益の一部を社会に還元する	社会課題をビジネス機会として活用
活動の例	寄付、ボランティア	地域活性化事業、新規ビジネス開発
影響	一時的な貢献	持続的な成長と競争力強化

CSV の取り組み例

手法例	行政	企業等
地域の課題を企業等の事業戦略に組み込む	・ 地域の課題を明確化し、企業と共有する	・ 自社の強みを活かしながら、課題解決とビジネスの成長を両立させる
行政と企業等が共同で「地域価値」を高める	・ 規制の緩和やインセンティブ、フィールドを提供、企業の参入を促進する	・ 地域資源を活かした新しい事業を創出する

連携を進めるにあたっての原則

連携にあたっては、市と企業等が対等なパートナーとなるよう、以下の4つを原則として進めます。

(1) 社会課題解決への意欲とビジョンの共有

社会課題の解決に対する明確な意志と持続可能な発展に貢献する姿勢を持ち、目的や地域課題の方向性を共有し、対話を重ねながらお互いのメリットを見出します。

(2) 柔軟性と実行力

資金、技術、人材、データ、ネットワークなど、課題解決に活かせるリソースを活用し、変化に対応できる柔軟性を持ち、新しい発想や技術を取り入れます。

(3) 継続性

継続的かつ長期的な視点で連携を前提とします。取り組みの成果を振り返り、改善を行いながら進めます。

(4) 透明性

連携において透明性を確保し、広く情報共有や説明責任を果たすことができるようにし、新たな取り組みが広がるようにします。

用語の定義

(1) 企業等

事業活動及び公共活動を行う企業、法人その他の団体であって、国及び地方公共団体以外の団体。

(2) 協定企業等

市と包括連携協定を締結した（締結する予定含む）企業等。

(3) 担当課

事業を所管する茅ヶ崎市の課。

(4) 連携事業

企業等が地域課題や行政課題の解決及び市民サービスの向上などに向けて、市と協働で実施する事業。

(5) 協定

このガイドラインにおける協定は、契約行為としての協定を意味しており、その対象は、「包括連携協定」、「個別協定（特定事業）」「個別協定（特定分野）」です。

協定とは、協議して取り決めをするということで、契約行為の一種です。通常、契約の当事者や取り決め内容の明確化、また、後日の紛争を防止するため、契約書に相当する「協定書」を交わします。協定書は、「覚書」、「確認書」などのように、他の名称を用いる場合がありますが、いずれも契約行為を書面に記載したものです。

1 包括連携協定について

(1) 包括連携協定

包括連携協定とは、個別事業を実施するために締結する協定とは異なり、企業等と市の抱える多様な課題の解決に向けて相互協力していく意思表示を行い、多岐にわたる分野において連携事業を継続的に推進していくための協定です。

(2) 個別協定

個別協定は、特定分野や特定事業に対し、企業等から具体的な事業提案があり、かつ具体的な事業を実施するために締結する協定のことです。

【包括連携協定と個別協定の関係】

種 別	概 要	個別事業の記載	所 管	要 件
包括連携協定	多岐にわたる分野において包括的に相互協力した取り組みを行うための協定	なし (必要に応じて、個別協定や契約等で定める)	総合政策課 (各取り組みは担当課)	本ガイドラインに記載
個別協定 (特定分野) (特定事業)	特定の分野や特定の事業を実施するために締結する協定	あり (市と企業等との具体的な役割分担や費用負担等を記載)	担当課	担当課にて判断

(3) 協定締結のメリット

連携により、企業等のリソースやノウハウを活用することで今までになかった価値提供、市民の満足度の上昇や業務負荷が軽減されることにつながることが考えられます。担当課においては包括連携協定、個別協定に関わらず積極的に企業等との連携の機会を活用することが重要です。

2 包括連携協定締結の要件

包括連携協定の締結にあたっては、以下のすべてを満たすことを要件とします。

- (1) 社会・地域課題の解決や市民サービスの向上を、市と共通目標として捉え、その目標に向けて、自らの資源を活用し、市との継続的な対話に基づき連携・共創していく意欲があること。
- (2) 企業等からの提案の場合、市の行政課題と合致すること。
- (3) 原則として3事業以上の取り組み実施（予定含む）があること。
- (4) 原則として以下の7分類のうち3分類以上の横断的な取り組み実施（予定含む）があること。
 - ① 子ども・若者・子育て支援・障がい者支援・高齢者支援に関すること
 - ② 地域活性化・シティプロモーション・DXに関すること
 - ③ 健康増進・保健衛生・医療に関すること
 - ④ 教育・学び・文化・スポーツ・多様性に関すること
 - ⑤ 環境・自然に関すること
 - ⑥ 防災・減災・暮らしの安全・安心に関すること
 - ⑦ 都市空間・移動環境に関すること
- (5) 以下に該当する企業等でないこと
 - ① 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
 - ② 会社更生法及び民事再生法等による手続き中である団体
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体
 - ⑤ 公租公課を滞納している団体
 - ⑥ 本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
 - ⑦ 本市の指名停止基準による指名停止を受けている団体
 - ⑧ その他包括連携協定の対象としてふさわしくない団体
- (6) 以下に該当する事業でないこと
 - ① 専ら企業等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とする事業
 - ② 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供する事業
 - ③ 法律に定めのない医療類似行為に係る事業
 - ④ 政治的又は宗教的目的を有する事業
 - ⑤ ギャンブルに係る事業（公営事業を除く。）
 - ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号に規定する営業を行うもの
 - ⑦ 人権侵害のおそれがあるもの又はこれに類する事業
 - ⑧ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのある事業
 - ⑨ その他連携事業としてふさわしくない事業

3 包括連携協定の流れ



- ① 市または企業等から連携事業の提案。必要に応じて、担当課となり得る課も同席。
- ② 連携事業の実績を整理。
- ③ 提案事業における市のニーズ及びその他連携を希望する事業の調査を行い、各連携事業の担当課を決定。
- ④ ③の結果を踏まえ、連携事業の実施に関する協議。
- ⑤ ④の結果、実施可能性のある連携事業について、企業等と担当課で詳細協議を行い、事業実施の可否を判断。
- ⑥ 連携事業の実績及び予定を踏まえ、包括連携協定の要否を協議。
※市としての考え方は、総合政策課で整理。
- ⑦ 包括連携協定の締結が必要な場合には、協定書の内容を協議し、協定を締結。

※包括連携協定の締結に至らなかった場合にも、担当課と企業等で協議の上、個別協定を締結するなどして、連携事業を実施することは可能。

4 包括連携協定の有効期間

包括連携協定の有効期間は、締結の日から翌年度3月31日までとし、期間満了日の1か月前までに申し出がない場合には、当該期間満了日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後も同様とします。

5 予算や契約上の取り扱い

連携事業を推進するにあたって予算措置を伴う場合においても、市は、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たす必要があることに留意する必要があります。

協定企業等を、連携事業に係る契約の相手方とすることは、随意契約の可否を含め、入札・契約に関する法令及び条例・規則等を遵守しなければなりません。

6 包括連携協定における定例会議等

包括連携協定締結後、市と協定企業等が継続的に連携し関係性を強化していけるよう、以下の定例会議等を開催し、定期的に対話の機会を確保します。

(1) 個別定例会議

担当課と協定企業等が個別で対話し、前年度の連携事業の振り返りや新たな連携事業の提案・検討に努めるものとします。

(2) 全体会議

連携事業の実施にあたり必要に応じて、関係する担当課が一堂に会する、企業等との対話の機会を設けることがあります。

7 包括連携協定の解除

以下の条件に合致した場合、包括連携協定を解除するものとします。

- ① 2年以上連携実績がなく、かつ、将来的にも連携可能性が低いと判断した場合
- ② 包括連携協定締結の要件を満たさなくなった場合

附則

- 1 このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。